

平成29年度に実施した個別指導において
保険医療機関（歯科）に改善を求めた主な
指摘事項

関東信越厚生局

目 次

I 診療に係る事項

1 診療録等	1
2 基本診療料	2
3 特掲診療料	
(1) 医学管理等	2
(2) 在宅医療	3
(3) 検査	4
(4) 画像診断	5
(5) 投薬	5
(6) 歯周治療	6
(7) リハビリテーション	6
(8) 処置	6
(9) 手術	8
(10) 麻酔	9
(11) 歯冠修復及び欠損補綴	9
4 保険外診療	10

II 事務的取扱いに係る事項等

10

I 診療に係る事項

1. 診療録等

(1) 診療録

- 診療録は患者の病状経過等を記録しておく重要なものであり、診療報酬請求の根拠となることを十分に認識し、保険診療に関する必要事項（病状、経過など）を、遅滞なく正確に記載するとともに内容の充実に努めること。
- 保険医は「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等の諸規則を十分に理解し、適正な保険診療に努めること。
- 電子的に保存している記録について、医療情報システムの運用管理規定が、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に基づき作成されていない。

(2) 診療録の記載内容

- 診療録の第1面の記載事項（主訴、傷病名（傷病名の整理）、部位、歯式、口腔内所見、開始、終了、転帰等）を的確に記載すること。
- 診療録の第1面の記載について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた歯科医学的な診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）
 - ・傷病名、歯式（口腔内所見等）に係る記載がない。
- 診療録の第2面の記載事項（症状、所見、部位、一部負担金、検査結果、治療方針、処置内容、根管貼薬の使用薬品名、根管充填の使用材料及び薬品名、連合印象の使用材料名及び使用薬剤名、補綴物の使用金属名、指導内容、計画及び診療年月）を的確に記載すること。
- 診療録へは、診療行為の手順に沿って正確に記載すること。
- 診療録への不適切な記載（鉛筆による記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、（印字位置ずれによる）判読困難な記載、独自の略称の使用、塗りつぶし・修正液・上書きによる訂正及び誤った診療日）を行わないこと。
- 同一患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするために診療の都度、診療録に署名又は記名押印を行うこと。
- パソコン等、OA機器にて診療録を記載する場合には、診療の都度、診療録を紙媒体に打ち出した後に診療内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。
- 患者ごとの過去の診療内容を迅速かつ確実に確認できるように診療録を整理保管すること。

2. 基本診療料

初・再診料

- 自費診療（検診等）当日に行われた保険診療に対し、初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 再診相当であるにもかかわらず、初診料を算定している例が認められたので改めること。
- 歯科診療特別対応加算
 - ・診療録に当該加算を算定した日の患者の状態の記載がない、又は記載内容が不十分な例が認められたので改めること。
 - ・著しく歯科診療が困難な者ではない患者に算定している不適切な例が認められたので改めること。

3. 特掲診療料

(1) 医学管理等

- 医学管理について、保険請求の根拠となるべき具体的記述や、必要事項（管理内容等）の記載が不十分な例が認められたので改めること。
また、患者への文書提供及び写しの添付が算定要件となっている場合には、患者へ文書提供を行うとともに診療録へその写しを添付すること。

① 歯科疾患管理料

- 歯科疾患管理料の算定において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・管理内容の要点の診療録への記載がない、又は画一的である。
 - ・管理計画書を提供しない場合に、診療録に治療計画等の要点の記載がない、又は記載内容が不十分である。
 - ・管理計画書又は継続管理計画書の記載内容が不十分である。
 - ・管理計画書の写しを診療録に添付していない。
 - ・提供文書に歯科疾患の管理に当たって必要な事項の記載がない。
 - ・患者に文書を提供していない。
 - ・提供文書の写しを診療録に添付していない。
 - ・管理計画が適切に作成されておらず、治療計画と違う部位が治療されている例が認められたので改めること。

② 歯科特定疾患療養管理料

- 症状及び管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

③ 歯科衛生実地指導料

- 歯科衛生実地指導料の算定において、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点を診療録に記載していない又は不十分である。
 - 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載が画一的である。
 - 歯科衛生士に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載が歯科衛生士の提供文書内容と一致していない。
 - 歯科衛生士の業務に関する記録において、患者自身によるブラッシングを観察した上でのプラーク除去方法の指導についての記載がない。
 - 患者への指導情報を文書で提供していない。
 - 患者に指導情報を提供した文書の写しを診療録に添付していない。
 - 提供文書の指導内容が画一的である。
 - 患者へ指導情報を提供した文書の記載内容（歯科医師の氏名、指導した歯科衛生士の氏名、プラークチャート、指導開始及び指導終了時刻）に不備がある。
 - プラークチャート等を用いたプラークの付着状況を指摘していない。
- ④ 新製有床義歯管理料
- 新製有床義歯管理料の算定において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 情報提供文書の内容（欠損の状態、指導内容、保存・清掃方法等の要点）の記載がない、又は不十分である。
 - 情報提供文書の欠損の状態について、部位が相違している。
 - 患者に交付した文書の写しを診療録に添付していない。
 - 提供文書に保険医療機関名、担当の歯科医師名を記載していない。
- ⑤ 診療情報提供料（Ⅰ）
- 診療情報提供料（Ⅰ）の算定において、交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
 - 診療情報提供料（Ⅰ）において、単なる問い合わせの回答に対して算定している例が認められたので改めること。
- ⑥ 薬剤情報提供料
- 薬剤情報提供料の算定において、提供文書に用法、用量、副作用、相互作用に係る記載がない、又は不十分な例が認められたので改めること。
 - 患者に文書を提供していない。

（２）在宅医療

- ① 歯科訪問診療料
- 歯科訪問診療を行うにあたっては、「歯科訪問診療における基本的な考え方」（平成16年日本歯科医学会）を参考にすること。

- 歯科訪問診療を行う場合は、当該患者の症状に基づいた訪問診療の計画を定め診療録に記載するとともに、その計画及び費用等について患者又はその家族等に対して十分に説明すること。
- 患者の病状に基づいた訪問診療計画を策定していない例が認められたので改めること。
- 歯科訪問診療を行った場合には、開始時刻、終了時刻を適切に管理し、診療録に記載すること。
- 歯科訪問診療を行った訪問先、患者の状態等についての診療録記載に不備がある例が認められたので改めること。
- 歯科訪問診療1において、同一日に同一建物に居住する複数の患者に対して算定している例が認められたので改めること。
- 保険医療機関と患家等との距離が16kmを超えているので改めること。
- 歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3に係る文書において、保管されていない、又は日時を記載していないので改めること。
- 診療時間と居宅介護療養管理指導（介護保険）に係る実施内容及び時間の区別を明確にすること。
- 患者の求めがない。
- 診療内容が単なる日常的口腔清掃等のみである。
- ② 歯科診療特別対応加算
 - 診療録に患者の状態の記載がない又は画一的な例が認められたので改めること。
- ③ 訪問歯科衛生指導料
 - 歯科衛生士等に対する歯科医師の指示内容等の要点の診療録への記載がない、又は不十分な例が認められたので改めること。
 - 患者へ提供した文書の指導内容の記載が不十分な例が認められたので改めること。

(3) 検査

- 電氣的根管長測定検査の算定において、診療録に検査結果の記載がない、又は記載が不備な例が認められたので改めること。
- チェックバイト検査による顎運動関連検査について、診療録に検査結果を記載していない例が認められたので改めること。
- 細菌簡易培養検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録に検査結果を記載していない。
 - ・ 歯科医学的に不適切な時期に検査を行っている。
- 歯周病検査について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 検査結果の記載がない又は不十分。

- 1 口腔単位で行っていない歯周基本検査、又は混合歯列期歯周病検査
 - プラークチャートを用いたプラークの付着状況検査を実施していない歯周精密検査。
 - 1 歯ごとに診療録に記載されていない(歯周ポケット測定、歯の動揺度検査)。
 - 歯周病の急性症状がある患者に対する歯周基本検査。
 - プロービング時の出血の有無検査を実施していない混合歯列期歯周病検査。
 - 欠損歯に対して検査データが記載されている歯周精密検査
 - 歯の動揺度検査を実施していない歯周基本検査
- 臨床所見、画像診断等から判断して、軽度なもの、又は検査結果に妥当性がないものに歯周病検査を行っている不適切な例が認められた(歯周精密検査、歯周ポケット測定、歯の動揺度検査が不十分な歯周基本検査)。

(4) 画像診断

- 画像診断を算定する場合には、診療録への所見記載を充実させること。また、エックス線写真を適切に保管すること。
- エックス線撮影において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 診療録への所見の記載がない、又は不十分。
 - 不鮮明である。
 - 治療に必要な部位が撮影されていない。
 - 必要性に乏しい。
 - 撮影年月日が判断できない。
 - フィルムを紛失している。
 - 保管方法が不適切である。
 - 画像と診療録の所見内容が一致していない。
 - 歯科医学的に必要ない。
- 歯科パノラマ断層撮影について、診療録への所見の記載がない、又は不十分なので改めること。
- 歯科パノラマ断層撮影について、歯科医学的に必要性がない、又は必要性が乏しい。

(5) 投薬

- 投薬にあたっては、その必要性を十分に考慮した上で投与すること。
また、適応、用法、用量等について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(医薬品医療機器等法)の承認事項を遵守すること。
- 次の不適切な例が認められたので改めること。
 - 診療録に、投薬における用法の記載が不十分である。
 - 適応外の処方(投与)をしている。
 - 患者の症状、処置及び手術内容によらず傾向的かつ画一的である。

(6) 歯周治療

- 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周病検査、歯周治療を行うこと。
- 歯周病に係る症状、所見等の診療録記載を充実させ、診断根拠や治療方針を明確にすること。
- 検査結果等から判断して、スケーリング・ルートプレーニング又は、歯周ポケット搔爬の必要性がない例、又は必要性が乏しい例が認められたので改めること。
- スケーリング・ルートプレーニングから、次の歯周病検査までの間隔が短く、歯科医学的に必要性が乏しい例が認められたため改めること。
- 治療の判断、治療計画の修正等を的確に行っていないので改めること。
- 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
- 歯周病安定期治療（I）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 中等度以上の歯周病と判定をしていない患者に対して算定している。
 - ・ 病状安定を確認する目的で実施した歯周病検査の結果の要点や歯周病安定期治療の治療方針等について管理計画書を作成し、文書により患者又はその家族に情報提供を行っていない。
 - ・ 診療録に実際に行った治療内容の記載がない。
- 歯周基本治療処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録に使用した薬剤名を記載していない。
- 傾向的な歯周基本治療が認められたので、適切な治療計画を立て、それに沿って治療を進めること。

(7) リハビリテーション

- 歯科口腔リハビリテーション料1「有床義歯の場合」の算定において、診療録に義歯に係る調整方法、調整部位又は指導内容に係る記載がない、記載が不十分又は記載が画一的な例が認められたので改めること。
- 摂食機能療法について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯科医学的に必要とは認められない療法。
 - ・ 定期的な摂食機能検査をもとに効果判定を行っていない。
 - ・ 診療録への実施方法と実施時の所見等の記載に不十分な例が認められたので充実を図ること。

(8) 処置

- う蝕処置の算定において、診療録への算定部位ごとの処置内容の記載がない例が認められたので改めること。

- う蝕歯即時充填形成及び充填について、歯科医学的に必要性のない不適切な例が認められたので改めること。
- 加圧根管充填処置の算定において、気密な根管充填を行っていない例が認められたので改めること。
- 加圧根管充填処置について、歯科エックス線写真に必要な部位が撮影されていないため、歯科エックス線撮影による根管充填後の確認を行えない。
- 加圧根管充填加算について、根管充填後に撮影した歯科エックス線の画像が確認できない。
- 加圧根管充填加算について、歯の移植手術と一連で行った根管充填に際し誤って算定している。
- 床副子による治療において、症状・所見等の診療録への記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので改めること。
- 床副子調整の算定において、診療録に調整部位及び方法等の記載がない、又は記載内容の乏しい例が認められたので改めること。
- 抜歯を前提とした消炎のための根管拡大等を行っていない不適切な例が認められたので改めること。
- 除去について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根の長さの3分の1未満のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体に「著しく困難なもの」を算定している。
 - ・ 事前に脱離したものに算定している。
 - ・ 誤って暫間固定除去が算定されている。
 - ・ 支台築造用のスクリーューポストの除去を「著しく困難なもの」により算定している。
 - ・ インレーの除去について、「簡単なもの」を「困難なもの」として算定している。
 - ・ 上顎又は下顎のいずれかに装着するものを著しく困難なもので算定している例が認められたので改めること。
- 咬合調整について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 診療録に歯冠形態の修正理由、修正箇所を記載していない。
- 機械的歯面清掃処置について、診療録の記載内容（担当した歯科衛生士の氏名）が不十分な例が認められたので改めること。
- 暫間固定（簡単なもの）について一顎単位で算定していない。
- 暫間固定について、歯周病検査を行わず暫間固定（簡単なもの）を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- 検査結果、臨床所見等から判断して必要性のない暫間固定（困難なもの）。
- 診療内容から判断して感根即充ではない例が認められたので改めること。
- 知覚過敏処置について、診療録に症状、所見が記載されていない不適切な例

が認められたので改めること。

- 有床義歯床下粘膜調整処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・実施後に床裏装、義歯新製を行っていない。
 - ・診療録に所見、実施内容等の記載がない。
 - ・保険外で製作した義歯に対して実施している。
- 根面被覆処置を行っていない残根歯にもかかわらず歯周病と診断されている例が認められたので改めること。

(9) 手術

- 手術における術式、所見、症状経過、使用薬剤、部位、予後等の診療録記載の充実を図ること。
- 難抜歯加算において、歯根肥大、骨の癒着歯、歯根湾曲等に対する骨の開削又は歯根分離術等を行っていない、又は行ったことが診療録に記載されていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- 歯根嚢胞摘出手術（歯冠大）について、画像診断、臨床所見等から判断して、歯根嚢胞（歯冠大）とは認められないため改めること。
- 口腔内消炎手術の算定において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・部位、症状、手術内容の要点に関する診療録の記載がない、又は不十分な例が認められたので改めること。
 - ・臨床所見等から判断して必要性が認められない歯肉膿瘍、骨膜下膿瘍等に対して算定している。
- 歯周外科手術について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・診療録の記載内容から判断して、歯周外科手術と認められない（歯肉剥離搔爬手術、歯周ポケット搔爬術、歯肉切除手術）。
 - ・手術前に歯周病検査の確認を行っていない。
 - ・歯周外科手術のために必要な歯科エックス線撮影による確認が行われていない。
 - ・プラークコントロールが不良にも関わらず歯肉剥離搔爬手術を実施している。
- ヘミセクション（分割抜歯）について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・臼歯抜歯に相当する抜歯を誤ってヘミセクション（分割抜歯）の所定点数で算定している。
 - ・診療録に実際に行った内容と異なる記載が認められたので改めること。
- 実施していないヘミセクションに係る投薬、薬剤情報提供料を誤って算定していた不適切な例が認められたので改めること。

(10) 麻酔

- 麻酔において、診療録に使用薬剤及び使用量の記載がない例が認められたので改めること。
- 伝達麻酔について、歯科医学的な必要性を十分に勘案し適切に実施すること。

(11) 歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断料の算定において、診療録に製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点の記載がない、又は記載内容の乏しい例が認められたので改めること。
- 補綴時診断料の算定において、実際とは違う部位に補綴時診断を行ったものを算定している。
- クラウン・ブリッジ維持管理料の算定において、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 患者へ文書を提供していない。
 - ・ 提供文書の記載内容が不十分（補綴部位、補綴物の種類）。
 - ・ 提供文書に記載された補綴物等の使用金属名が適切ではない。
 - ・ 提供した文書の写しを診療録に添付していない。
- 有床義歯修理の算定において、診療録に修理部位、修理方法及び使用材料の記載がない、又は記載内容の不十分な例が認められたので改めること。
- 有床義歯内面適合法について、新製後6月以内に所定点数で算定しているの
で改めること。
- 歯科技工指示書について、設計、製作の方法、使用材料、発行の年月日、歯
科医師の氏名、診療所の所在地、技工所の名称及び所在地の記載がない、又は
不十分な例が認められたので改めること。
- 歯科技工指示書について、5分の4冠をアンレーとして記載している不適切
な事例が認められたので改めること。
- 人工歯科の算定にについて、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ レジン歯を硬質レジン歯として算定。
 - ・ レジン歯を陶歯として算定。
 - ・ 硬質レジン歯を陶歯として算定。
- 有床義歯について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 屈曲バーを铸造バーとして算定している。
 - ・ 線鈎（レスト無）を線鈎（レスト有）として算定している。
 - ・ 補強線を铸造バーとして算定している。
 - ・ 維持装置について、線鈎の二腕鈎レスト無しを線鈎の二腕鈎レスト有り
で算定している。

- ・レジン床義歯を熱可塑性樹脂有床義歯の所定点数で算定している。
- ・レジン歯をスルフォン樹脂レジン歯の所定点数で算定している。
- 歯冠修復について、同一部位に対して短期間に繰り返して実施している例が認められたので改めること。
- 充填について、「単純なもの」を「複雑なもの」で算定している。
- 咬合採得と同時の試適については、歯科医学的に認められないので改めること。
- ブリッジの算定において、不適切な例が認められたので改めること。
 - ・歯科医学的にブリッジと認められないものに対して、ブリッジの一連の費用を算定している。
 - ・鑄造ポンティックを金属裏装ポンティックとして算定している。
- インレー及びFMC装着後、短期間で抜随になった例が認められたので、適切な診断を基とし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行うこと。
- インレー（複雑なもの）を全部金属冠として算定している。

4. 保険外診療

- 保険診療から保険外診療（自費）に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。
- 保険外診療に係る診療録は、保険診療用とは別に作成すること。
- 一連の保険外診療（自費診療）の中で保険診療を行っている不適切な例が認められたので改めること。
- クラウン・ブリッジ維持管理中の歯冠修復物の再製作、再装着に係る一連の費用を自費で徴収している。

II 事務的取扱いに係る事項等

- 届出事項の変更について、適切に行っていない例が認められたので改めること。届出事項に変更があった場合には、速やかに関東信越厚生局各事務所に変更届を提出すること。
 - ・診療時間、診療科目、診療日、管理者の変更。
 - ・保険医の異動。（転入・転出）（常勤・非常勤）
 - ・保険外併用療養費に関する事項。
 - ・医療機関名
 - ・施設基準を満たさなくなった場合の辞退の届出。
- 厚生労働大臣が定める掲示事項（施設基準の届出事項）について、適切に行うこと。
- 一部負担金の取扱いにおいて、不適切な例が認められたので改めること。

- 徴収すべき者から徴収していない。(自家診)
 - 未収の一部負担金の管理が不十分である。
 - 日計表の年月日を誤って記載している。
 - 訪問診療に係る領収証及び明細書の内容が日毎に記載されていない。
 - 計算誤りが見られたので、正確に計算すること。
- 診療録とレセプトとの間で一致しない例が認められたので突合確認を十分行うこと。
 - 領収証等の発行について、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を交付していない例が認められたので改めること。
 - 保険医療機関である旨の標示がないので、診療所の見やすい箇所に標示するよう改めること。